

東広島地域職業訓練センターの管理に関する規程

東広島地域職業訓練センターの管理に関する規程（平成 25 年制定）の全部を次のように改定する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、東広島地域職業訓練センター（以下「センター」という。）の管理及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第 2 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、東広島地域職業能力開発協会会長（以下「会長」という。）が特に必要があると認めるときは、午前 8 時から午後 9 時までの範囲内を原則として、開館時間を臨時に変更することができる。

（休館日）

第 3 条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は臨時の休館日を設けることができる。

（利用者の範囲）

第 4 条 東広島地域職業能力開発協会及びその会員等が行う職業訓練に支障がない範囲において、次の各号に定める者に使用を許可することができる。

- (1) 研修会、講習会、講演会等各種の会合を行う者。
- (2) その他、会長が使用を認めた者。

（使用許可の申請）

第 5 条 センターの施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、その使用しようとする日の 3 か月前から 2 週間前までの間に、東広島地域職業訓練センター使用許可申請書（別記様式第 1 号。以下「使用許可申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

（使用の許可）

第 6 条 会長は、施設等の使用を許可したときは、東広島地域職業訓練センター使用許可書（別記様式第 2 号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

2 使用者は、施設等を使用しようとするときは、前項の使用許可書を職員に提示しなければならない。

（使用の取消し等）

第 7 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、使用の停止若しくは制限をし、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

- (2) 物品の販売、宣伝その他これらに類する行為で、許可をしていない行為であると認めるとき。
- (3) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 施設等の使用が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) センターの管理運営上支障があると認めるとき。
- (6) その他会長において不相当と認めるとき。

（使用料の納付）

第8条 使用者は、別表に定める使用料を使用しようとする日の前日までに納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 会長は、必要があると認めるときは、使用料の額を減額し、又は使用料の納付を免除することができる。

- 2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、使用許可申請書を提出する際に、東広島地域職業訓練センター使用料減免申請書（別記様式第3号）を会長に提出しなければならない。

（使用料の不還付）

第10条 使用者が納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない事由により施設等を使用できなくなったと認められるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

（原状回復義務）

第11条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに現状に回復して返還しなければならない。

（損害賠償義務）

第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設等又は備付物品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和3年2月25日から施行する。
- 2 改定後の使用料に係る規定は、令和3年4月1日以後の使用について適用し、令和2年度中の使用に係るものについては、なお従前の例による。